

倉吉市個人情報保護条例及び倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月21日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第42号

倉吉市個人情報保護条例及び倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(倉吉市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 倉吉市個人情報保護条例(平成17年倉吉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(オンライン結合による提供)</p> <p>第8条 実施機関は、オンライン結合(実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機と通信回線により結合し、実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)による保有個人情報の提供を行うときは、<u>個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(オンライン結合による提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、オンライン結合(実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機と通信回線により結合し、実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)による保有個人情報の提供を<u>行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>法令等に定めがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。</u></p>
<p>(開示請求)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(本人によることができないやむを得ない理由があると認められる場合又は当該代理人が本人からその委任を受けた弁護士、司法書士等である場合に限る。以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p>	<p>(開示請求)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下この節から第3節までにおいて同じ。)は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。</p>
<p>(開示請求の手続)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本</p>	<p>(開示請求の手続)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本</p>

人の法定代理人等であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者(法定代理人等が本人に代わって開示請求する場合にあっては、当該本人をいう。次号及び次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(3)～(6) 略

(開示の実施)

第24条 略

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第14条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること)を示す書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

(訂正の請求)

第26条 略

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第27条 略

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

人の法定代理人であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者(未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、当該本人をいう。次号及び次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(3)～(6) 略

(開示の実施)

第24条 略

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第14条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

(訂正の請求)

第26条 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正請求をすることができる。

(訂正請求の手続)

第27条 略

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

<p>3 略</p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 <u>第14条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報<small>の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること）</small>を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>3 略</p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求をすることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報<small>の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）</small>を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年倉吉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項について、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号。以下「公開条例」という。）第2条第1項又は倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号。以下「保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（第1号又は第5号に掲げる事項について、当該事項に係る事件の実施機関が公営企業の管理者である場合には、市長。以下同じ。）の諮問に応じ、調査及び審議をする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項について、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号。以下「公開条例」という。）第2条第1項又は倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号。以下「保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（第1号又は第5号に掲げる事項について、当該事項に係る事件の実施機関が公営企業の管理者である場合には、市長。以下同じ。）の諮問に応じ、調査及び審議をする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 保護条例第8条第2号の規定によるオンライン結合に関する事項</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。